

地方創生推進士に関する要項

令和8年3月13日

校長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）において開設する所定の教育プログラムを修了した者に対し認定を与える「地方創生推進士」に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「地方創生推進士」とは、高知県内の社会や文化、企業等に対する知識・理解と愛情を有し、自身が主体となって地域課題解決に取り組むことを通じて、地域住民と協働して自律的に事業を進めることのできる人材として認めた者に与える称号をいう。

(教育プログラム)

第3条 本校は、地方創生推進士を育成するため、教育プログラム（以下「地方創生推進士教育プログラム」という。）を整備する。

2 地方創生推進士教育プログラムは、正課科目及び準正課（以下「地方創生推進士育成科目」という。）からなるものとし、地方創生推進士育成科目は、それぞれの段階に応じて次の各号に規定するフェーズに配置するものとする。

(1) 第1フェーズ

地域の基本的な情報を学び理解するとともに、地域に対する興味関心を高めることを目的とする地方創生推進士育成科目

(2) 第2フェーズ

地域の詳細な情報を学び、学生が地域で活動するための土台となる知識を習得することを目的とする地方創生推進士育成科目

(3) 第3フェーズ

グループワーク、ディスカッション等による地域企業、地域住民等との双方向のコミュニケーションを実践し、その実践を通じて地域の実状や考え方を学び理解することを目的とする地方創生推進士育成科目

(4) 第4フェーズ

地域の実情に直接触れ、課題を認識するとともに課題解決のための方策を思考することを通じて、協働能力及び地域活動能力の基礎を身につけさせることを目的とする地方創生推進士育成科目。本科目群により、地域における自らの存在価値を自覚させるとともに、選択肢としての地域就職の動機付けを行う。

(5) 第5フェーズ

綿密な指導の下で行われる長期の実習を通じて、地域で働くための心構えやスキルを

身に付け、協働能力及び地域活動能力を向上させることを目的とする地方創生推進士育成科目

3 本校は、毎年度末までに翌年度開講する地方創生推進士育成科目の一覧を教務委員会において作成し、公表する。

(認定申請)

第4条 地方創生推進士の認定を受けようとする学生は、別に定める地方創生推進士教育プログラム修了要件を満たした上、別に定める地方創生推進士認定申請書を校長に提出するものとする。

(資格審査の付託)

第5条 校長は、前条の地方創生推進士認定申請書を受理したときは、キャリア支援室に資格審査を付託するものとする。

(資格審査・認定)

第6条 キャリア支援室は、地方創生推進士の資格審査を行い、地方創生推進士の認定について審議する。

2 資格審査においては、申請を行った学生が以下に該当するか審査する。なお、資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

(1) 地方創生推進士育成科目において必要な単位を取得し、修了要件を満たしている

(2) 地域創生推進士にふさわしい人物である

3 キャリア支援室長は、前項の議決をしたときは、その結果に基づき、校長及び地域連携センター長に推薦するものとする。

4 校長及び地域連携センター長は、前項の推薦に基づき、地方創生推進士として認定すべきものと認められた者には、別紙の地方創生推進士認定証を授与するものとする。

5 本校は、校長が地方創生推進士として認定し、地方創生推進士認定証を授与したとき及び第8条に規定する資格の取消しを行ったときは、地方創生推進士認定・授与原簿に所定の事項を記入するものとする。

(認定証の再交付)

第7条 地方創生推進士認定証を授与された者が、地方創生推進士認定証を破損又は紛失したときは、再交付を受けることができるものとする。

(資格の取消し)

第8条 校長は、地方創生推進士の資格を認定された者が刑事罰又は行政罰等を受けたときは当該資格を取り消すことができるものとする。

(事務)

第9条 地域創生推進士に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、地方創生推進士に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和8年3月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度大学教育再生戦略推進費「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」において採択され、令和元年度までの間「まち・ひと・しごと創生 高知イノベーションシステム」に関する連携協定のもとで実施された「まち・ひと・しごと創生 高知イノベーションシステム」事業において育成された「地方創生推進士」は、当該事業において認定された日において、この要項に基づき育成される「地方創生推進士」の認定を受けたものとみなす。
- 3 令和2年度から令和6年度までの間大学連携まち・ひと・しごと創生推進本部のもとで実施された「まち・ひと・しごと創生 高知イノベーションシステム」事業において育成された「地方創生推進士」は、当該事業において認定された日において、この要項に基づき育成される「地方創生推進士」の認定を受けたものとみなす。
- 4 令和7年度に開講する地方創生推進士育成科目については、令和7年2月に大学連携・まち・ひと・しごと創生推進本部が公表等した地方創生推進士育成科目のうち、本校において開講等する科目をもって充てる。

(別紙)

第 号

地方創生推進士認定証

殿

貴殿は、所定の教育プログラムを修了し、審査に合格したので、
ここに地方創生推進士として認定する

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

高知工業高等専門学校地域連携センター長

印

独立行政法人国立高等専門学校機構

高知工業高等専門学校長

印